

入札説明書

野洲市の「北野小学校校舎増築等設計業務委託」に係る入札公告(設計業務)に基づく制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 令和4年4月1日

2. 契約担当者

野洲市長 栢木 進

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託番号 | 令和4年度委第1号 |
| (2) 委託名 | 北野小学校校舎増築等設計業務委託 |
| (3) 履行場所 | 野洲市 市三宅 240 番地 地先 |
| (4) 業務概要 | 計画建物
校舎増築：1,200 m ² 程度
校舎大規模改修：5,287 m ²
体育館大規模改修：1,190 m ²
仮設校舎：3,000 m ² 程度
その他：附帯施設、外構工事など
設計業務
一般・追加業務 一式
付随業務
アスベスト含有量調査 一式
耐力度調査 一式
地質調査 一式 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から令和6年1月26日まで |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 最低制限価格 | 事後公表 |

4. 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本業務における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和4年度の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿（測量、建設コンサルタント）において滋賀県内本店若しくは営業所等で登録しており、建築関係建設コンサルタントの「建築一般」で登録している者であること。
- (3) 公告日時点において、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 平成24年4月1日以降において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校のいずれかについて、元請として延床面積1,000 m²以上の新築、増築、改築又は延床面積1,000 m²以上の改修工事（改修対象面積が1,000 m²以上で、空調改修工事やLED化のみの一部対象工事は除く。）に係る基本設計業務又は実施設計業務のいずれかの業務の実績を有するもの。（共同企業体の構成員としての実績は、代表者であった場合に限る。）

- (6) 次の基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- 1) 管理技術者は1級建築士で、公告日において13年以上実務経験を有している者であること。
 - 2) 配置予定管理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市長から野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5. 入札に参加しようとする者の間における資本関係又は人的関係の同一入札への参加制限

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6. 担当部局

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所本館 2 階)

野洲市 総務部 総務課 契約管財担当

電話 077-587-6038(直通)

E-mail : soumu@city.yasu.lg.jp

7. 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、野洲市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- 1) 提出期間：令和4年4月1日(金)から令和4年4月14日(木)までに提出すること。
郵送の場合、4月14日(木)までに必着のこと。

- 2) 提出方法：申請書等を郵送又は持参すること。
- 3) 提出先：上記6に同じ。
- (2) 申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
 - 1) 管理技術者
 - ア) 一級建築士免許証等の写しを提出すること。なお、13年以上の実務経験を証するものとして、様式2「管理技術者経歴書」を提出すること。
 - イ) 直接的、かつ、恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
 - ウ) 配置予定管理技術者の申請人数は1名に限る。
 - 2) 公告日時点において、建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。写しを添付すること。
 - 3) 4(5)に関する実績を提出すること。契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、用途・規模・構造など実績に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で令和4年4月19日(火)に郵送により通知する。
- (5) その他
 - 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 野洲市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期限：令和4年4月22日(金)正午まで
 - 2) 提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 野洲市長は、説明を求められたときは、令和4年4月26日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

10. 入札説明書、見積りに必要な設計図書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - 1) 提出期間：令和4年4月1日(金)から令和4年4月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)ただし、最終日の4月15日(金)については正午までとする。
 - 2) 提出方法：申請書に記載したE-mailアドレスから質疑回答書(様式3)を電送により提出するものとし、必ず着信したことを確認すること。
 - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
 - 1) 日時：令和4年4月20日(水)午後1時00分までに回答する。
 - 2) 方法：申請書に記載のE-mailアドレス宛に回答する。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

12. 積算内訳書の提出

- (1) 入札時に入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。
- (2) 積算内訳書の様式は様式5又は入札参加者様の様式(自社様式)でもよい。

- (3) 積算内訳書は返却しない。
- (4) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された積算内訳書について、野洲市長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。

13. 入札・開札の日時及び場所

令和4年4月28日(木)午前10時00分 中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原2400番地)にて行う。

14. 入札方法等

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は直接持参すること。また、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
- (3) 入札時に、上記13に示す積算内訳書を提出すること。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札件名を記載した封筒は省略する。
- (6) 予定価格に達しない場合は、再度入札の2回と合わせ3回までとする。
- (7) 最低制限価格未満の入札は失格とし、本件の入札に再度参加することができない。
- (8) (1)から(7)に定めるもののほか、野洲市入札執行要領によるものとする。

15. 落札者の決定等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札該当者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

16. 入札の無効

- (1) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (2) 入札金額を加除訂正した入札。
- (3) 入札書記載の金額、氏名、押印(委任状を提出した場合の代理人印含む)その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (4) 談合その他不正な行為があったと認められる入札。
- (5) 入札書記載の金額と積算内訳書記載の金額が同額でない入札。
- (6) その他、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

17. 入札の辞退等

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 1) 入札執行前には入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送して行う。
郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
 - 2) 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退したものは、これを理由として以後不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (4) 入札の辞退等により入札参加者が1人となった場合も、入札執行は取りやめない。

18. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力(地震、風水害等)によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の

変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。

19. 支払条件

- (1) 「前金払」を行う。業務委託料が 200 万円以上であり、かつ、工期が 60 日以上業務については保証事業会社の保証証書の提出があったときは、野洲市会計規則及び野洲市建設工事執行規則に基づき前金払を行う。前金払は請負金額の 30%以内とする。
- (2) 「部分払」を行う。業務委託料が 200 万円以上で、かつ、60 日以上業務については、業者より願い出があったときは、野洲市契約規則及び野洲市建設工事執行規則に基づき 1 会計年度につき 1 回を限度とし、出来高の 10 分の 9 以内の部分払を行うことができる。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

21. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (3) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

※ 入札書等の各種様式については、野洲市のホームページに掲載していますのでご利用下さい。

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp/>

↓

申請書・提出書ダウンロード

↓

事業者の方へ

↓

入札・契約関係

↓

入札書(委託)

委任状(委託)

入札辞退届